

平成26年度 第1回 錦江町行政改革推進委員会会議録

平成26年5月20日（火） 午後1時30分
錦江町役場2階会議室

事務局

みなさん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより平成26年度第1回錦江町行政改革推進委員会を開催したいと思います。本日はお忙しいところ委員の皆さまにはお集まりいただきましてありがとうございます。

まず、行政改革推進本部長の町長がごあいさつ申し上げます。

町長

みなさん、こんにちは。

平成26年度第1回錦江町行政改革推進委員会を開催しましたところ、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

昨年11月に、本委員会において行革大綱の検討状況や進捗についてご報告申し上げます。さまざまなご意見をいただいたところですが、本日はその後の検討状況などについて、責任者より報告させます。協議のほどよろしく願い申し上げます。

ここで少し時間をいただいて、すでに3月の議会の折に表明したところですが、改めて皆様にも行政運営についての所信をご説明させていただきたいと思っております。

私は初当選以来これまで「スピード感を持って迅速な行政サービスの実現」を目標に職員に指示してまいりまして、様々な施策で一定の成果を挙げることができました。今後は「行政の質の向上」を目指して組織のスキルアップを目指していこうと考えております。そのために今年度の早い時期に副町長を置いて私の補佐に当たらせようと考えております。

私は1期目の公約の一つに「副町長を廃止する」ことを掲げて当選させていただきました。その代替として総務管理監という管理職を新設し、副町長相当の任務を担当させ、これまでよく私を補佐してくれました。そのため「町長ひとりでは大変だから、副町長を置いたらどうか」と心配してくださる住民の方々にも、私は「副町長を置かなくても町政は滞りなく執行できる」と繰り返し述べてまいりました。

昨年12月19日の改選にあたり、先ほど述べました「行政の質の向上」を考えるにあたり、私が先頭に立って組織のスキルアップに当たるべきだと考え、副町長設置を考えたわけであります。

具体的には、本町のPR等はこれまで同様トップセールスを行ってまいりますが、行政改革や今後の本町の在り方などのビジョンについても、私がこれまで以上に直にその任に当たりたいと考えております。折しも今年度は振興計画・過疎地域活性化計画・合併時に策定した新町建設計画など町の指針ともいべき計画が期間終了となります。新たにしっかりとした町づくりのビジョンを描くために、これらの作業の陣頭指揮を執りたいと考えております。

副町長には、これにより私が出向けない業務を中心に補佐させたいと考えており、特に農業などの産業振興について、これまで以上に踏み込んだ積極的な施策展開ができるように働いてもらいたいと考えております。

このようなことを念頭に、2期目の公約には「副町長廃止」を盛り込まなかったのですが、本町初めての取り組みだったこともあり、私が思っている以上に強いインパクトを皆さんお持ちになっていたようです。3月議会でも議員から『副町長を置かない』町長だというイメージをみんな持っている「なぜ急に置くことになったのか」という意見も出されました。

しかし、先ほど述べましたように、今は今後の町のあり方を左右する大事な時期です。町の舵取りを付託された者といたしましては、全力でこの改革にあたるのが使命であると考えた次第です。

皆さまにおかれましては、副町長設置について何卒ご理解いただき、本町の行政改革に更なるお力添えをいただきますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局 それでは、3番目の協議に移りたいと思いますが、座長は萩野会長にお願いしたいと思います。会長にごあいさつの後、引き続き協議に入っていただきたいと思います。

会長 みなさん、こんにちは。私は伊集院に住んでるんですけど、今朝は雷が鳴っていて、土砂降りの中やってまいりましたけど、少し天気が回復しそうなのでホッとしているところです。

ただいま町長から副町長の話がございましたけど、町長は行政改革部会等のご自身が担当される、というお話でしたが。

町長 職員と一緒に

会長 ということですので、我々のこの場にはこれからも町長がご出席いただけるかなと思っております。副町長を設けるということですから、行政サービスの質の向上につながるような形を考えていらっしゃるようなので、行革委員会としては、こういうちょっと政治がらみのことでございますので、口を挟む余地はございませんけど、是非とも行政サービスの質をあげるように考えていただければと思っております。

では、さっそく協議に入りたいんですけど、一昨年思い出していただくと、ちょっと不手際がございました。つまり年度が終わってないのに、半年ぐらい計画を遂行した時点でこの委員会を開きました。事務局のほうから半年間でもやっぱり報告したいということでしたが、新しい委員の方は相当混乱されてですね、1年経ってないのに何でやるのか、というようなご意見もございました。その点は座長としては反省しているところなんですけども、今回はちょうど25年、1年間終了いたしましたので、その評価と本格的に我々の委員会の仕事が始まったということになります。事前に資料はいつているとは思いますが、ご覧になっているいろいろな思われたところもございましてしょうから、忌憚のないご意見をいただければと思っております。

では、事務局のほうから説明をまとめていただいて、それに対して個

	別に我々の意見を述べていくという形を取らせていただきたいと思います。事務局のほうから説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、協議事項の（１）行政改革大綱の取組状況について、ということで、①の行政改革推進本部の関係につきましては事務局の私から、②番以降につきましては、各部会長のほうから説明させていただきます。</p> <p>まず行政改革推進本部のほうですが、お配りしました資料の「資料 2」をご覧くださいと思います。</p>
会長	<p>早めにしていただいて、早退される方が 1 名いらっしゃるの、一言いただいて帰っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>はい。資料 2 ですが、行政改革推進本部の開催状況と協議内容を一覧にさせていただきます。第 1 回を 4 月 25 日に開きまして、合計 12 回の会議もっております。2 月 27 日で一応 25 年度の行革推進本部は終了ということにしております。26 年度につきましても、5 月さっそく第 1 回目を開いたような状況でございます。</p> <p>1 枚めくっていただきまして、2 ページ目からは各部会の開催状況でございます。まず民営化部会につきましては 3 回の協議もっております。次にその下の地域部会につきましては 4 回、3 ページ目に移りまして、組織部会は 6 回、その下の財政部会につきましては 3 回、さらにその下の事業部会につきましては 4 回の協議をいたしております。各部会につきましては、協議した内容を本部にあげまして本部で検討するという手続きをとって 25 年度開催してまいりました。内容につきましては資料のほうをお目通しいただきたいと思います。</p> <p>続きまして民営化部会の内容でございますが、資料 3 をご覧いただきたいと思っております。民営化部会につきましては、錦江園民営化の選定要領、選定基準等策定が終わりましてということで前回ご報告申し上げたところですが、その後 11 月 5 日に公募説明会と施設見学会を開催いたしました。説明会のほうには 3 つの団体が参加しましたが、11 月 26 日の申込書の受付締切には 2 つの法人から申し込みがございました。12 月 18 日に面接審査と第 2 回の選定委員会を行いまして、12 月 26 日に選定委員会より答申がきております。その答申を受けまして今年の 2 月 5 日に応募事業者に対して選定結果の通知を行ったところでございます。</p> <p>3 番目の選定結果につきましては、優先候補者に社会福祉法人 幸伸会、次点候補者に社会福祉法人 見真福祉会。申し訳ありません、資料は「福祉課」となっておりますが「福祉会」の間違いでございました。</p> <p>今後の日程といたしましては、今年度 11 月にかけて県と保安林解除に関する協議及び財産処分に関する協議を行いまして、12 月の議会に財産処分の議案を提出したいと考えております。明けて 1 月から引き継ぎを開始いたしまして、2 月には協定あるいは譲渡の契約を結びまして、3 月に引き継ぎ完了させ、4 月 1 日からは新しい法人で事業を開始していただきたい、というふうに考えております。</p>

企画課長

1枚めくっていただきまして、ページ番号がついておりませんが、めくっていただいた左側、右側が答申の内容でございます。こちらはお目通しいただきたいと思っております。最後のページでございますが、選定委員会により行われた採点の集計結果をつけております。先ほど申し上げましたとおり、採点の結果、社会福祉法人 幸伸会のほうが高得点だったということでこちらを選んだという答申をいただいたところでありまして。

次に地域部会のほうからご説明申し上げます。

それでは地域部会の取り組みについて報告をいたします。

資料1の3ページになりますが、まず地域防災体制強化への支援についてご報告いたします。地域防災体制強化への支援につきましては、前回も自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神に基づき住民が自主的に活動を行う自主防災活動の普及啓発を図ったと、そういう行革の取り組み達成のためにこの項目で取り組んだわけでございます。3ページにつきましては1から4番につきましては前回と現状及び課題、目標または取組内容につきましては前回と変わっておりませんので、今回は割愛させていただきますが、5番目から目標達成につきましては取り組みにつきましてご報告申し上げます。

自主防災組織の設立状況でございますけど、前回92自治会のうち88の自治会が自主防災組織が設立されていると。設立率と申しますか加入率で95.7%ということでご報告を申し上げ、残りの4自治会につきましては、いま推進中でありまして、ということでご報告申し上げましたけども、依然推進中というのをご記憶にあると思っておりますが、100%設立に向けて今後も関係機関を通じまして行いたいと思っております。ちょうど自治会長の年度の変わり目ということで、推進にはちょっと難しい時期であったということでございますので、新体制が整っておりますので早急な推進体制ができるのかな、というふうに思っているところです。

次に自主防災組織の活動状況でございますが、25年度の分の下欄の方に防災組織の活動状況を掲載しております。平成24年度は13の自治会が実施したということで前回報告しましたけども、25年度におきましては、23の自治会ということで一昨年度に比べますと10自治会がこういった防災組織の活動を行ったということで、防災意識の向上の表れであるなと感じております。26年度におきましては、さらに10といきたいところですが、とりあえず5伸ばそうということで28の目標を掲げて活動をお願いしたいというふうに考えておりますが、これはあくまでも最低ラインと考えて、できたら50%くらいにはもっていききたいところですが、それはちょっと目標と掲げて達成できない場合も考えまして、とりあえず5は伸ばしたいと考えているところです。

それから防災行政無線のデジタル化ということで前回お話をいたしました報告をいたしました。これにつきましては25年度末を持ちまして全自治会、防災無線がひとつの放送システムによって全町が網羅されているといえます。

か、そういうカバーされているシステムが開発されましたので国からの緊急指令のJアラートそういったもののシステムの全自治会、全戸数使える状況になったということですので、今後はこういった物も生かしながら防災意識を向上していきたいと言うふうに考えているところです。

それから、4ページ自治会統合に向けた支援策ということですが、これにつきましては1から4につきましては前回と変わりませんので、これにつきましても割愛させていただきたいと思えます。5の目標達成に向けての取組計画ということで前回、自治会統合に向けての支援策の整備、自治会統合補助金の見直し、自治会再編を進める基準づくり、自治会統合への手順書の作成ということで今後取り組みますということで報告いたしました。別紙の資料の4番というものを作成しておりますが、ご覧いただきたいと思えますが、これが自治会統合に向けた支援策ということで文書化したものでございます。まず1が自治会統合の基本的な考え方、それから2に統合によって目指す自治会の姿ということで示しております。ご覧いただきたいと思えますが、④に加入の世帯単位として50世帯以上の自治体の加入を目指すということです。合併して最低でも50を自治会が基準として目指したいということで掲げているところでございます。それで3番目の方に自治会統合を勧める基準を定めました。そこに重点地域で戸数が30戸未満、促進地域で30から50、人口で約50人未満、促進地域で50から100未満、高齢化率は50%以上、壮年人口が10人未満、促進地域が10から40ということでそういった資料を作成していたところでございます。

参考までに戸数で重点地区の30戸未満が約39自治会、それから30戸から50戸未満につきましては25自治会、人口にしますと50未満が35、50から100未満が24、それから高齢化率50%以上という自治会は31、壮年が10人未満が9、10から40というのが48、というのが自治会の今の現状でございます。

それから自治会の自治会再編に対する支援制度ということで、これは策定されておりますけれども、自治会統合補助金の創設で1自治会につき6万円、これは協議会を設立した時及び統合した初年度につきまして1自治会に対し6万円の補助制度としますよ、それから統合の自治会につきましては町の補助制度の上乗せをした形でみますよと、それにつきましては2ページ目に通常の場合と統合した場合のそういう上乗せ制度があるということになります。あと下の方の簡易水道事業補助金につきましてもそのような上乗せの制度を設けたところでございます。一応そういったものでとりあえず資料4という部分の自治会統合に向けた支援策ということで今後進めてまいろうというふうに考えているところでございます。

一応この問題につきましては、数学の方程式のようにははめられないような難しい問題でございます。私どもも色々な会合の中でこれも進めたりアンケート調査をしたり色々な取り組みに、早急に取り組めるように話しをするわけですが、やはり色々な問題がありまして、たいへん難しい、統合に向け

てはですね、本当に難題な問題であるということで委員の皆さんにもご理解いただきたいなというふうに考えているところであります。引き続き、こういったものを使えたら早急な対策をとってまいりたいと思っております。

また、複数のそういった統合に向けた動きもございます。そういったところをモデル自治会として皆さま方に示しながらパイロット的な部分もやっていきたいなというふうに考えているところです。実施年度を 27 年度に一応行いたいと考えております。

次にページ5 ページID5 地域担当職員制度の充実ということであげておりますが、これにつきましても前回各自治会に担当職員 1 名を配置するというところで進めてまいっております。アンケートをとりまして各自治会役場職員がいる自治会にはあえて担当職員という、この人ですよという必要もないのではないかとということで、職員がいない自治会において自治会が希望した場合は配置するというふうに今進めております。ということで前回、大根占地区で 6 自治会、田代地区で 6 自治会ということでありましたが、今回のいろんな年度当初の人事異動のかれこれ、職員の色々な退職なり、ひとつの自治会がまた田代の方でしたけれども希望されましたので、そこにまた担当職員を配置してまいりまして、現在大根占 6、田代 7 の自治会が配置をしてというふうに考えておりますので、今後もそういった取り組みを進めてまいりたいと思っております。

最後に ID6 地域づくり計画の策定ですが、6 ページになります。錦江町まちづくりの全体的な課題解決のための方策という部分でたいへん重要な計画でもあるということで考えているところですが、今年度は錦江町総合振興計画の 10 ヶ年計画の最終年度に当たります。来年度 27 年度からまた新しい計画を策定していく訳ですけども、この地域づくりと併せて総合振興計画を作成していきたいと考えてまいりまして、今年度は策定に向けて取り組みを進めてまいりますので、大変難しいですけどもそういう風に進め方としては思っております。前回は地区公民館を中心に地域づくりの計画につきまちは策定すると言うふうに報告いたしております。これにつきましては今回も変わりはありません。この地区公民館が主にならないと地域づくりは進まないであろうと言うふうに考えているところです。その中で、地区公民館長の位置づけというのが、今後の進め方として明確にしたいなあと言うふうに考えておりますので、ここあたりも同時に考え方を整理したいなあと言うふうに考えておりますし、意識改革というか公民館長さんの考え方も変わってくるのかなあと言うふうに考えているところです。以上地域部会としましての報告にさせていただきます。

総務管理監

つづきまして組織部会 7 ページをお開きください。組織体制の見直し、一番下の方のかっこのところをご覧ください。目標達成に向けた取組状況について説明いたします。

25 年度につきましては職員適正化計画あるいはチーム制の見直し等については昨年度報告したとおりであります。25 年度末の進捗率を 50%とみて

おりました。本年度 26 年度の取組み内容としましては、本庁支所の業務、課の統廃合の検討を行うと、それから取組内容の成果としまして本年 4 月から住宅、税につきましては本庁と支所の業務の一元化を実施しております。それから地籍調査についても本庁と支所を一元化して支所の方で業務を行うようにしております。その分すでに昨年からすると進捗としては 10%実施できていると考えております。27 年度以降には考えておりませんが、基本的には本年度中に、これ以外の課の統廃合、本庁支所の業務については、さらに検討を行って実質的には 27 年の 4 月現在には 100%になることを今見込んでいるところであります。

次に 8 ページをお願いします。機関共同設置の推進これについては機関共同設置そのものの説明がなかなか説明しにくい部分もありますけれども、いわゆる広域的な事務を進めなさいというようなのが国の方針であります。もっとわかりやすく言いますとたとえば各町でやっている監査業務とかそういうのを 3 つとか 4 つの町で常勤の監査委員を雇ってすればもっと効率が上がるのではないか、当然のことなら職員適正化で町の職員は年々年々少なくなっているのに監査事務局にいれば監査事務局の職員も配置しなければいけない。そういうことからこういう国が示した機関共同設置の推進をしないさいというのが組織部会での取組みなんですが、現実的にはうちの町がリーダーシップを取ってこの業務を進めるとするのは非常に難しい、そういうことで 26 年度の目標としては郡の町村会とか広域組織である大隅総合開発期成会とか、こう言うところに問題提起をして広域的で取り組みましょうと言う、そう言う呼びかけをするということくらいしか今のところはできないのではないかなあと判断しております。当然のことながら、25 年度末では進捗は 0 でありますけれども、26 年度末も限りなく 0 に近いかな、そんなに今の状況では進捗させるのは非常に厳しい状態だと考えております。基本的には大隅半島の中核であります鹿屋市あたりが音頭を取っていかないとこの事業については非常に進みにくいかなあと考えております。

次に 9 番職員適正化計画の見直しです。これにつきましては昨年の委員会でも報告したとおり、適正化計画後の 10 ヶ年間も計画をいたしまして、既にそれを実施しておりますので進捗としては 100%と言うふうに考えております。

それから 10 ページ職員研修計画の策定についてですが、昨年につきましては、この取り組みについては全然行っておりませんでした。昨年は極端にいいますと職員適正化計画を作るのにものすごい精力がいましたので、それに重点をおいた関係で研修計画の策定についてはほとんど協議することができませんでした。これについては職員研修プログラム等もう既に出来上がっておりますので、これをいかにして実施していくかということを具体的に計画を作ることが大事ではないかということで、ここに書いてありますとおり 27 年 3 月までには最低職員が年 1 回研修ができるようなそういう実施計画を作って、本年度末で進捗 100%にしたいと言うふうに考えております。

それから ID11 番 11 ページ人事評価制度についてですが、これについてもある程度計画的に実施されております。25 年度につきましては、5 月から 5 級以上の職員、役場の職員の給料というのは 1,2,3,4,5,6、6 つの段階で 1 級が一番低い職員ということになる訳ですが、高い方から 2 つのランクの 5 級、6 級の職員を対象に評価を取り組んできました。初めての取り組みで評価そのものの基準というのがなかなか浸透できなくてバラバラでありましたけれども、職員のおおむね 40%を実施できたということで、25 年度進捗は 30%と評価しております。それから 26 年度につきましては、全ての職員、現況職員を除く普通の一般職職員については全員 4 月 5 月にかけて既に面談等を実施しております。評価の精度については若干まだ疑問は残る訳ですが、評価制度そのものが全職員に導入されたということにおいては、ほぼ 100%であろうというふうに考えております。今後はその評価の中身、結果の検証等を十分やっつけていかないといけないということから進捗率を 90%というふうに行っているところでもあります。あとこのことにつきましては後ろの方にですね、資料 4 というのがあります。ちょっと分厚い資料ですの中身を説明することはちょっとできませんが、この資料 5 錦江町人事評価要領、平成 26 年 3 月今年の 3 月に 4 回目の改正版であります。やっていった中で色んな不具合があったり、改善しなければいけないということで更にこれは 5 回目の改正をしなければならないと思いますけれども、概略この 1 ページの課長会での確認事項というのが、おおまかにいうとこれが 1 番の主な流れであります。4 月末に期首面談と言いまして 4,5,6,7,8,9 月の上期半年分の面談を、課長さん達は自分の部下の職員の面談をするということでありまして、それから課長さんたちは町長から、町長が課長さん達については面談をするというようなことで、業績評価は年に 2 回、能力評価と言うのは年に 1 回、でそれぞれの課長さんは職員を 1 回の面談におおむね 20 分個室で行う。この業績評価とか能力評価というのは役場の勤勉手当あるいは昇給のための基礎資料としますそのために絶対しなければならないというようなことで、実際今年から行っていると、簡単に資料 5 を 2 ページをお開きください。要点だけと言うか、かいつまんで 2 分程度で、まず一番上に人事評価の法的整理ということで、国家公務員は平成 21 年 4 月からもうすでに実施しております。それからその下の真ん中どころのカッコ書き人事評価の基本基準とありますけれども、職員の人事評価は、公正に行わなければならない。これは当然当たり前のことであります。それから 3 ページ地方公務員法の場合、いわゆる私たちを含めた地方公務員と言うことですが、その第 40 条のところに職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないと書いてあります。それから次のページをお開きください。黒かっこで昇格と書いてあります。アンダーラインが引いてありますが、かつ、昇格させようとする職務の級に適する、適するためには、やはり評価をしなければいけない。それから真ん中どころの黒かっこの昇給のところに職員の昇給は、規則で定める日に、同日前 1 年間におけるそ

の者の勤務成績に応じてというふうになります。それから5ページをお開きください。勤勉手当というところの上から2行目です。アンダーラインのところ、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、です。昇給、昇格、勤勉手当これはいづれにしても勤務成績をした上で、手当をあげるあげないを判断しないとイケない。もっとわかりやすく言うと以前はそういう正確な成績も記録として残さないで一律にやってきたという経緯があります。それが5ページの人事評価を取り巻く状況というところで、宝塚市の裁判の例が書いてありますけれども、カギかっこで請求は棄却と書いてありますが、そのアンダーラインが引いてあるところ、勤務評定を行わずに支給するのは地方公務員法に違反する、ですからこういう風に勤務評定をしないで期末手当を与えるということは違法です。よと、こういう判例が実際にありますので、それぞれ全国の市町村は少なくともこの勤務評定をしなければいけないというふうになります。それから6ページのところは、3番目の人事評価のサイクルというところの、かっこ1のまるかっこ1の能力評価と書いてありますが、能力評価というのは1年間を通じてこれは10月1日から9月30日という変則な期間ですけれども、この期間の評価についてしますよ、それから業績評価というのは、これは勤勉手当の評価基準となりますので、半年づつ評価をしますよということでもあります。次のページからですね、そのAという点数は何点と書いてありますけれども、今から私たちが取り組まないといけないのが、この評価をする人たちの評価の目揃えというところへの精度を高めていかなければいけないという。でもっとよく分かりやすく具体的な例を挙げますと、ずーといきまして、最後の表になったのがあると思うんですが、評価期間平成24年、この表です。20ページです。例えばこの表ですと、この職員は目標として5つの項目を挙げていますけど、いつまでにどういうことをするんですよというのがこの職員の目標であります。この具体的なこの目標について、上期と下期に課長さん達がほんならキバレよとか、この目標はもうちょっと高くした方がいいんじゃないかというそういう面談をする訳ですね、で半年たったらそれについて、自分ではできた、できなかった、まあまあだった。という評価をしてそれに対して所見、評価者、職員であれば、その課長が計画どおりできたそれならCだとか、計画よりできたね計画は早く済んで計画以外のところまでできたねといったら、たとえばBとかですね、こういうような具体的な評価をします。これが業績評価というものになります。次のページを開いていただきますと今度は能力評価というのが、具体的な目標じゃなくて、その職員の能力全般的なことについて論理性、規律性、責任性、協調性、積極性こういうことについて、総合的に判断するというのが、これが能力評価というものです。去年の5月から始めたばかりで若い職員は今年の4月から始めたばかりですので、これがどういう風に成績が現れるのかというのは今からの課題だと思いますけれども、とりあえず制度としては導入できたということで、ある一定の評価をしてもいいんじゃないかなというふうに考えております。

地域振興課
長

それから電子入札制度これは事業部会ですが、これにつきましては25年度に町村で入札担当者説明会等や導入市町村の研修を行っております。26年度具体的に9月に模擬入札を開始しまして10月、11月1日から運用開始をするために現在種々の準備をICカードの取得とか規約整備などを現在準備を進めているところです。進捗としては現時点で50%というふうに判断したところです。以上です。

それでは引き続き財政部会でございますが、13ページでございます。財政部会につきましてはまず中期財政計画の策定ということでございましたが、平成26年度から平成30年度までの中期5ヶ年の財政計画を策定いたしまして、本年4月の行革本部会にて了承をいただいたところでございます。これにつきましてはのちほど資料6でご説明をさせていただきます。

それから次のページが14ページでございますけれども経常経費削減への取組ということでございますが、平成25年度中は過去の経常経費の把握にとどまってしまった訳でございますが、これにつきましては中期の財政計画と連動する考え方になっておりますので、また本年度中に経常経費の中でも削減できるものできないものがあると思っておりますが削減することについての対策を検討してまいりたいと思っております。この経常経費の削減につきましては合併後平成18、19年にですね、人件費を含め施設の経常経費の削減とか色々取り組んできましたけれども、第2段階での削減改革を検討していくということになります。ちなみに削減改革のひとつとしまして、平成26年度から役場の本庁舎の清掃ですね、トイレ清掃を含めまして職員が行うこととし、業務委託を廃止したところでございます。

それから16ページでございます。補助金の見直しについてでございますが、平成25年度中の取り組みにつきましては全課の補助金判定シートを作成提出していただきました。シートの提出と合わせまして実績決算書、そういったものも過去2年間を提出していただきました。その集計結果が出来上がりましたのでそれらの資料を参考にしまして今後関係補助金の見直しについて26年度に検討してまいります。この補助金の関係につきましても資料7でのちほど説明をさせていただきます。

次に17ページの情報化計画の策定についてでございますが、財政部会としましては中期の財政計画に一生懸命なつたと、まあ言い訳ですけども財政部会として情報化計画にはまったく手をかけることは出来ませんでした。平成26年度の計画に向けて取り組みたいというふうに考えております。

それでは資料6と資料7、これについて総務チームリーダーに説明をお願いいたします。

総務チーム
リーダー

はいそれではまず、資料6をお開きいただきたいと思います。錦江町中期財政計画、副題で財政規律ガイドラインについてでございます。

まず資料を1枚めくっていただきまして1ページのところに目的と計画期間などが記してございます。計画期間といたしましては平成26年度から30年度までの5ヶ年という、で計画の後ろの方に財政見通しを付けております

が、この財政見通しについては毎年度修正をするということで考えております。それと1ページの一番下のところに進捗管理、公表ということで書いてありますが、決算に基づき毎年度実施状況を公表しますよということにしております。

次に1枚めくっていただきまして2ページをお開きください。2ページについてはこれまでの歳入の状況を書いております。特出すべきは自主財源がだいぶ減ってきておりまして、24年度決算では全体の14.1%にしかならない状況でございました。

次に3ページのところは性質別に分類いたしました歳入の状況を書いております。こちらでも歳入総額は平成17年度と比べるとかなり減ってきておりますが、計上の経費は全体の65%を占めていると、割合としましては増えているような状況でございます。

次に4ページをお開きください。4ページ5ページにつきましては財政規律基準といたしまして2点ほど設定しております。まず4ページに書いておりますのは、基金繰入金の基準、財政見通しで毎年度財政収支が均衡できないといえますか収入不足になる状況でございます。収入不足分は基金から繰り入れて調達しないといけない訳ですが、その基金の繰入額を毎年3億円以内とするという基準を設けたところでございます。

5ページにつきましては町債発行額の基準を設けております。町債と申しますのは一般家庭における借金のことでございますが、借金につきましては事業債発行額の基準というところで、毎年元金を償還しておりますが、その元金の範囲内に発行額を抑えます、ということで詳細の残高は毎年度こうすることによって起債の残高は減っていくということになります。同じく同じページの下段は臨時財政対策債発行額の基準とございます。地方交付税を毎年度交付される訳ですが、国のお金が足りないということでその足りない分は臨時財政対策債という借金をして賄いなさいと。でこの元金償還金については当面度少しづつ地方交付税に上乗せされてかえってくる訳でございますが、これもこうしてもしなくても交付税に上乗せされることからできれば発行しない方がいいと、やむを得ない場合は別として、できるだけ毎年度発行しないように努めていこうということを書いているところでございます。

次に6ページをお開きください。6ページから7ページにつきましては各基金の考え方残高目標などを書いております。ここに書いたのは8つの基金でございますが、まず1番目に財政調整基金については、標準財政規模という数字がございますがその20%、24年度決算では9億4千万となる訳ですが、この金額を下回らないように管理していこうというところでございます。(2)の減債基金というのもございますが、この減債基金については積立は行わずに現状維持ということで考えております。(3)の町有施設整備積立基金これは町有施設の主に建物ですが、大規模な改修があった場合にこれらの基金を充てられるようにしておりますが、町有施設かなり老朽化が進んでおりまして、今後は修繕等にお金がかかることが予想されます。そこでそれらの修繕

などにもこの基金を充てられるように条例改正をしまして修繕費に充てていこうということで考えております。(4)の地域振興基金こちらにつきましては、新たな積立を行わずに目的の事業に積極的に取り崩していく、積極的にということはこれから先に貯金を使っていくことにしようと言うこととございます。

次に7ページの方ですが、合併振興基金というのがございます。これは合併後積立を始めたものでございますが、今年度末で10億3千万ほどの残高になる予定でございます。27年度以降積立は行わずに目的の事業に充当することとしたいというところでございます。(6)の中山間ふるさと・水と土保全基金これは現状維持というふうに考えております。(7)の地域福祉基金につきましては、一応現状維持でございますが、地域福祉のために大規模な財源が必要な場合は取り崩しを検討するというところで考えております。最後に荒茶加工場整備積立基金がございまして、これは毎年収益部分を積み立てております。ここにつきましても機械の更新、設備の更新と考えられますので収益部分は全て基金に組んでいこうというふうに考えているところでございます。

次に8ページをご覧ください。8ページと9ページはいろんな財政の指標がございまして、この計画で3つの目標を指標の目標として運営していこうというところでございます。まず(1)としまして経常収支比率。これは経常的に入ってくるお金に対してどうしても支払わないといけない経常的に支出しなければいけないお金の割合がいくらかというところでございまして、高くなれば高くなるほど急な出費に備えられないというような数字でございます。本町は24年度決算では86.3%、鹿児島県内で比べますとおおよそ3分の1、良い方から3分の1くらいの位置にあります。この数値を目標としましては85%以下になるように経常的な支出を抑えていくというところでございます。

次に9ページの方に移りまして(2)実質公債費比率。これは公債費といひまして借金返済でございます。借金返済の額が24年度決算で11.6%となっております。これはもちろん低ければ低いほどより良いわけですが、先ほどいいました新しい借金の発行を出来るだけ抑えましてこの数値は10%以下を目標としようとしております。その下の方は将来負担比率という数値でございます。これは現在持っている貯金、先ほど説明しました基金ですが、基金とかなんとか本町の現金を合わせて本町が明日なくなった場合にどれくらいの負債が残るのかというような数値でございます。現在本町は0%。どういうことかと言いますと基金とか交付税を全部合わせますと将来に残す負債は現在のところないという数値でございます。これにつきましては今後も0%を維持するように行っていきたいというところでございます。

次に10ページに移りますが、10ページと11ページにつきましては財政見通しを作りました各項目の前提となったものを書いてあります。のちほどご覧いただきたいと思っております。

めくっていただきまして12ページが財政見通しとなっております。表の

上の方が歳入、下の方が歳出となっております。表の一番下に歳入歳出差引額を書いております。全て三角がついておりますように現在の見通しでは毎年度2億を超える財源不足を生じるところでございまして、この不足額につきましてはこれまで蓄えてきた基金を充てていこうというところでございませぬ。

また冒頭申し上げましたとおり財源見通しについては国の財政計画等により当初の予算等も大幅に変わることがございます。決算のたびにここは見直して数値を入れ替えまして今後の見通しも変えていこうと言うふうを考えております。

次の13ページにつきましては、基金の推移を書いております。これまで合併以降右肩上がりが増えてきておりましたが、財政見通しによりまして12億の減額が出ていることから、財源不足を生じていることから、これらに充てるために平成30年度は36億6千万ほどに減ってしまうということで予想しております。

最後のページ14ページでございますが、こちらは町債の推移、借金の状況でございます。25年度末の決算の見込みが81億ほどというふうに推定しておりますが、これは新規の発行を抑えることによりまして平成30年度には56億くらいに圧縮できるのではないかとということで考えております。以上が中期財政計画の骨子でございます。

次に資料7「負担金・補助及び交付金の調査結果中間報告書」ということで調整しております。こちらにつきましては2ページから調査対象事業の負担金額あるいは補助金額の予算額の対比等を書いております。8ページをご覧ください。財政部会で加工した結果を8ページの方に書いてございます。

まず8ページの一番上の行は負担金・補助金の状況ということで25年度と26年度をそれぞれ対比しております。次に補助金の内訳、補助金を支出しているのが町内の団体なのか、町外の団体なのか個人への補助なのかということで書いております。それと繰越金の状況、この繰越金と言いますのは補助先あるいは負担金の支出先が事業費を繰り越して使っているところがございます。特出すべきは負担金額以上に繰越金が多いところ等でございます。これは次の9ページ以降のところに繰越金の比率順に団体名、負担金名称等書いておりますので、のちほどご参照いただきたいと思います。

あと、すみません資料があっちこっちしますが、17ページの方が平成19年度に作成しました審査判定シートでございます。19年度にこのシートを使いまして、一定の補助金の見直しを行いました。その後また6、7年経過いたしました。ちょっとどうなのかなという部分も見受けられましたので、大綱の実施項目により調査を行った訳でございます。

ですみません8ページにかえりますが、このシートを使った関係の状況の数値を「4自己判定の状況」ということで書いております。A判定B判定は一応これまでどおり支出してよいという判定結果でございますが、C、D判定になりますと見直しが必要じゃないのかという項目でございます。ただC、

D 判定の中でも社会情勢上現在のところは仕方ないだろうというようなところは救済するようになっておまして、C、D 判定になっても救済後は全て B、現在の水準で補助しなければならぬだろうという判定が行われております。この調査に関しましては判定につきましては全て補助を支出してる原課の方で行っております。

一応中間結果ということでこのような結果が得られましたが、財政部会を中心にですね、特に繰越金については早急に改善しないといけない、ただ繰越金が多いところはほとんどが負担金でございまして本町以外にも行政関連が加入しているものがございます。で他町あるいは会の事務局等に積極的に働きかけまして改善を図らせる、または補助団体の繰越につきましては、補助を制限しまして特に事業補助につきましては繰越させずに全額返還させるといったような改善策を早急に取りまとめたいというところで協議しているところでございます。

18 ページ以降につきましては、評価対象となりました全てのデータを選出しておりますのでお見置きいただきたいと思っております。すみません長くなりましたが行政改革大綱の本年度の取組状況については以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。何か資料が多くて重ねてるかもしれないと思いながら読んでおりましたけれども、たくさん仕事をやられているということはよく分かったと感嘆いたしました。委員の皆様から説明を求めるところもあると思っておりますので、どなたからでも結構ですからとりあえず部会ごとで、昨年度は部会ごとでやろうとしましたら色々とんでしましまして、いけませんでしたので、委員のみなさんどっからでもいいですから部会をまたがってご発言いただければと思います。では徳永委員から参りましょうか。

D 委員

広すぎて何と言えればいいんでしょうか。この錦江園の民営化によってどれくらいのあれが浮いてくるのか、また減ってくるのかですね、そこら辺りがちょっと分からないんですけれども。

事務局

はい、これまでの錦江園の歳出額が約 1 億 5 千万から 1 億 7 千万の範囲で支出しておりました。そのうち入居者負担金ですとか、以前国の措置費といわれていた分、国からもらうお金がございました。それから差し引いた町の持ち出し分が 8 千万前後で推移していたところでございます。錦江園が民営化しますとその 8 千万、他の国からのお金もなくなります、町から持ち出していた 8 千万が純粋にいらなくなるというふうに考えております。

E 委員

青山荘さんになられますかね、後を継いでくださるということで、今まで以上に明るい兆しが見えてきたかなというところで事業に関してはですが、これにあたり色々今からあられるんでしょうけれども、その施設そのものというのだけかな。その施設の修繕とかそのままを渡させるのか、施設を 26 年度中に手を入れられたりして、修繕というんですかねそこら辺とか、あと事業を引き継いだ時に毎年、町の方からも委託金とか何かそういうようなのがでてくるのかとか、そこら辺とかどうなんでしょうか。

町長	今、空調機器、それから建物等修繕をして当面困らないような形で渡さなければいけないということで工事をして渡します。
E委員	そこら辺の費用というのは、こちらの町の修繕費とかとは別なんですか？町の施設の修繕費とか後ろの方で出ていましたあれとは全然別ですよ。
総務管理監	これはあの民営化部会でですね、方針の中に基本的な構造に関わる分については、修繕をした状態で譲渡をします。無償譲渡です。土地は購入してもらいます。その他の備品については一応備品も譲渡をします。事務用品は引き取ります。そういうのが民営化部会の要望の中で、前回のところの要綱の中に一応書いてます。今の質問だと具体的にいうと空調と屋根と壁は実際補修をしています。先日入札をして昨日臨時議会を開いて議会の承認をいただいて約1億円ぐらいかかります。それは募集する業者さんについてはそういう要綱の中にちゃんと明確に示してあります。それから移行後の補助金とかそういうのがあるかとありますけど、基本的には運営に対する補助はありません。ただ町の方でデイサービスとか宅配給食とか今までも頼んでいた業務については、錦江園の管理とは別個の業務については当然頼む場合も出てきます。社協に今頼んでいた分とか他の施設に頼んでるとか、そういうのも含めて補助金ではないですけど業務を委託するという形で役場が支払うということはありません。
E委員	分かりました。ありがとうございました。
会長	中期財政計画という、1億円は入っているのかとう説明は。
事務局	はい、中期財政計画にも26年度の支出として計上してあります。
会長	Bさん
B委員	人事評価の部分で色々取り組んでいるみたいですが、他の市町村で同じようにこの人事評価をしているところはあるんですか。
総務管理監	私が把握しているところでは、自分で言うのもなんですがこのくらい細部に渡って評価をしているところはまだそんなにないと思います。ただし県教委、学校の先生たちはこの3年、5年くらい前から、具体的には私は知りませんが、この制度に近いような内容で実際されています。市レベルでも薩摩川内市あたりが今進んでいるのかなというふうに言われていますけど、ただあそこは職員数が何千人といますので、うちみたいに小規模で全ての職員を対象としているというところは、今のところそんなにないと思いますが、総務省の方からはやりなさいという指示が去年あたりから出てますので、おそらくここ1、2年の間にうちと同じような取り組みがされてくる、ほとんどの自治体がされてくるものと思います。
B委員	人事は非常に難しい問題だと思っているんですけど、民間はもちろん当然してるんですけど、銀行なんかの場合はだいたい数字的根拠はありますので、ある程度評価しやすい部分もあると思うんですけど、こちらの行政の分野では曖昧な部分というのが非常にありますので、評価する側も大変でしょうし、一番大事なものは評価される側ですかね。モチベーションの問題も出てきますので簡単に進捗100%とはいかないだろうなあと。かなり時間がかかると思

総務管理監

うんですけれども、その通りするのに何らかの参考があればいいなあと思っているところでもありますけれども。

ちなみにですね、この制度のほしい8割くらいはですね、大阪が非常に進んでいるようです。枚方とか寝屋川とかここら辺は10年くらい前からこれに近いような形で行われている状況です。ですので、概ねこの半分くらいは大阪が実施したやつと、あとは総務省が基本的な考え方でやってるのをいろいろ折衷して、まあオリジナルじゃないですけれども、錦江町バージョン風に変えたところです。

会長

国の方が先に入っていますから、それで実施して色んな経験を積んだ上で、今自治体の方に入れようとしておりますので、総務省が中心になってやっております。外国ももちろんやっておりますので、これはコンピューターが入ったおかげで、記録は全部残るんですが、仕事を何をやったかというのは、それを元にするとか客観的指標が出てきたと言うのが、時代背景があつて、たぶんそういうことも使いながらファイル見るとほしい分かりますから、何をやったかというのは、そういうこともやられてたのかもしれないですね。

B委員

まあもちろん色々してまして、1、2ヶ月に1回は必ず面談をしたりとか、あと必ずフィールドバックをしたりとかいう形で色んなことを話しても、まあ評価が低くてもいかにようなフォローをして、次につなげるかというのを一生懸命しておりますけども、どうしても受け取り方の問題もありますので、非常に難しい問題じゃないかなあと思って。頑張ってください。

E委員

今の件で、企業さんとしては以前からこれはなさってきたんじゃないかなと思いますけれども、本町さんの方も、これまでもしてきてるのではないかなとくらい思っていたもんですから、前回の時に今からなんだなとこの前思うことでしたけれども、能力等、色々中身がある中で2つくらいにしばられているような感じもありますけれども、そこら辺の自己評価を含めた中で、されていかれると思いますけれども、そこら辺の評価の仕方というのは本当にどうなのかなと難しいなというところがほんとにございまして、本人の取り方というのものもあるだろうし、また上の方々の評価をする側の取り方というのものもあるだろうし、本当にこれは公正になっていないといけないんだよなというところを強く感じるところでございます。

総務管理監

組合職員に説明する時もそうだったんですけど、評価というと必ずボーナスとか給料に響くんだというイメージが非常に強いもんですから、最悪の場合はそういうことも当然ありうるんですけれども、基本的には例えば課長と職員がその職員の業務について半年間どういうことをする、いつまでにどういうことをする、そういう共通認識を持つことが一番の目的であつて、課長さん達も町長に対して、お前の課の前期で一番大事な仕事はなんなのよ、それよりもこれをもうちょっとやらんかとか、そういう仕事に対する共通認識を得るといのが一番の本当の問題提起ではあるわけですので、評価することで給料を上げたり下げたりすることを目的にする訳ではなくて、結果として協議をしてするといったのに、全然していないとか、そういう結果がでたら

ですね、場合によってはそういうこともありうると思いますけど、基本的な考え方としては、業務に対する共通認識を持つために年に2回個人面談をして目的意識を共有化するそこが一番のこの人事評価の狙いだというふうに思います。

E委員
町長

そうですね。

最初ですねその評価制度でちょっと心配したのは、まず最初に私は課長クラス等ですが、目標を立ててそれがどれだけ実現できたかという評価をする訳ですけど、心配したのはそのマイナス評価を恐れて最初にその目標を上げないんじゃないかと、失敗したら困るからもうこれは上げずにおこうかなと言うようなことになるんじゃないかなと思ったんですが、話し合いながらですね、これも入れてくれとかいう形でやって、逆に使いようによっては非常にやる気がでてくるというかですね、目標がきちんとしてくるのがいいことかなと思うんですね。

E委員

評価の中でも色々と能力だけとかじゃなくて、色々な多面的に接遇とか、その細かいところまでやっていってもらえたらなというところは重々感じるところでございます。よろしくお願いします。

会長

私も実は先週からボーナスの査定をやって、顔を浮かべながらやるのは本当つらいですけれども、やはり大きな目標を立ててますんで、目標に合致したかどうかという基本的な方針があるんで十分にしやすい、でその目標というものの設定と言うのが自治体さん非常に難しく、例えば行革を目標にする気持ちが入るだろうと思うし、それ以外の公約とかございますから、そのバランスを上手くこれから作っていくところじゃないかなと思いますんで、一歩進めてよりよい評価基準制度を作って頂ければと思います。

皆さん心配されてますけど、評価された方は、より一層がんばって頂けるんで、評価悪い方は大学の場合はすぐ異動していただいて、順繰り動かしてますけど、錦江町は組織小っちゃいですからそれはちょっと難しいかもしれないですね。

副会長

後ろを向けて質問をするのも大変心苦しいんですが、2、3点聞いてみたいと思いますが、27年度から民営化に向けての錦江園のスタートでございますが、本町をこう考えるときに高齢者は毎年毎年だんだん多くなって、高齢化の家庭が多くなってくると思うんですが、今色々な福祉施策の中で国が色々な議論をやっているようでございます。そういう中でせつかく町で施設していたものを今度は民営に委託して、今度は他町と同じような入所の選定をしていくのか、優先的に錦江町の方から入れていくのか、そこら辺りは今後、民営委託の中で協議をされていく訳ですけども、やはり優先的な配慮をしていただくような取り決めをしていただいた方が町民のためにもなるんじゃないかなという気持がいたす訳でございます。

それと地域防災体制の支援の関係ですが、私の自治会は非常に少ない自治会でございます、未だこういう防災組織ができていけるのかどうか、自治会そのものはですね、会員の方が知っていない人が多いんですよ、だからど

ここまでそういうことを自治会長に指示していらっしゃるのか、そういうことであれば、やはりみんなが理解して年に1回は消火栓の取り扱いの講習をしてくださいとか、そういう自治会長への話合いがなされているのか、そこら辺りを聞いてみたいと思います。

それと地域担当職員の制度の充実ですが、地域に役場職員の配置をと言うことで大根占地区には6自治会が設定してあるようでございますが、これは自治会から行政の方に要望された自治会のみを設置されているのか、先ほどは役場職員がいるところは設置しないというようなことでしたが、うちの自治会も役場職員は1人もいないようございますが、そういうところは自治会から手を挙げてお願いしないと配置されないのか、そこら辺りが自治会長もそういうまごましたところまでは思っていないんじゃないかなと言うような気がいたします。

それと防災無線の件ですが、今町の防災無線で自治会の中もそういう取り扱いをされているようですが、うちの自治会は前の有線を自治会の中の有線放送でやったりして聞こえたり、聞こえなかったりする家庭がある訳ですよ、そういうこともいっぺんに、町の無線だけを使用すると、それで前の自治会の中の無線は取り外していただきたいというような自治会長あたりへの指導はなされているのか、そこらあたりも聞いてみたいと思います。

それと人事評価制度のことなんですが、5級・6級、40%くらい実施したということなんですが、先ほどから出ていますように給与に響くような人事評価というのは誰もがしていただきたくない訳でございますが、できたらですね、やはりその中で町長から課長にそのなになに課についてはこれを、今度はどうしていかんかと課長はどう考えているかということ等を話し合っ、その中で職員のやる気を起こさせるような評価をしていくということが大事じゃなかろうかと私は思うわけです。そういうことで職員が一生懸命能力を發揮してやっていただければ町もそれなりに栄えていく訳でございますが、まあテレビを2、3日前みておりましたら、全国的に町議会議員の定数削減の町村が非常に多いと、その中には定数に満たない町村もあるみたいですが、そういうことで報酬等についてもしかりだと思えます。そういうことで、やはり職員のやる気によって、町が変わってくるんじゃないかなあという風に考えているところでございます。

それと、財政的な問題でございますが、今高齢化が進んでいる、働く人が少なくなる訳でございますが、農業にしても農業施策を町長は先ほど話をされたようございますが、今後町は高齢化してくる訳でございますが、担い手もいなくなる家庭もだんだん多くなってくると思います。そういう中で少子化対策ということも考える訳なんですが、若い者がいないのに少子化対策はちょっと私は無理じゃないかなあという風なことも考えます。そういうことで、町税が14%くらいの自主財源ということでございますが、これもなかなか今から先は、どんどん14%から10%を割ってくるんじゃないかなあろうかと。給料取りも良くないし、子どももいなかったら学校の先生方も統合されて少

なくなってくる訳ですよ、そうすると給与所得者も少なくなってくる。財源的には非常に苦しくなってくると思うんですが、そこら辺りも考えてやっ
ていらっしゃると思うんですが、将来の財政と言うものがどのように変化し
ていくのかというのは誰もが分からないことじゃないかなというふうに考え
ておりますので、この行革推進の中で、どうこうと話はしますけれども、実
際やっていかれるのは町の職員の方でございますので、補助金の問題も出て
いますが、見直しのできるものは見直していった方がいいんじゃないかな
というふうに考える訳です。以上です。

会長

はい、多義にわたって質問していただいたんですが、まず最初民営化され
た錦江園の話ですが、優先的に入所という項目は前から心配されてましたけ
れども。

事務局

はい、民営化後入居者の選定が偏らないかというご心配ですけど私も直接
福祉の方を担当したことがないので、むしろE委員、F委員の方が詳しいか
と思うんですが、入居者の選定につきましては、入居者判定委員会というの
が行われまして、そこに町も当然入りますので園の意向で入居者が決まる
というのではないというふうに私は聞いております。なので民営化後につきま
してもその体制は変わりませんので、現在と同じような入居者判定が行われ
るのではないかというふうに考えております。

副会長

いいですか、それはもちろんそうなんですが、やはり同じ程度の方が田代
地区なり、あるいは根占、大根占の中でいらっしゃって、その方々を根占を
入れて大根占、田代地区が入れないということがないように、錦江町の方を
優先的に入れていただくような方法を契約の中で話をしていた方がいいの
ではないかなあと。判定委員会はAが3人いたら内容が同じようであれば、ど
ういう判定をされるか分からないですけど、地元にせっかくあった錦江園で
ございますので、根占を入れる前に錦江町から入れるというような考えをも
っていただいた方がいいんじゃないかなあというふうに思うところです。

企画課長

私、5年ほど錦江園の方に勤務しておりましたので、状況的にも参考にな
るかと思ひまして、ちょっと発言させていただきますけども、先ほど言われ
るように、その町の優先という部分の中ではですね、錦江町の施設であつた
ら錦江町を優先というものは今までもやっております。自分なんか5年
間いる中でもですね、錦江町の方々からというのはありません。それに入所
を判定して入所の条件に合いますよ、いう方々の待機者という方々も現在で
もたくさんいらっしゃいます。それで錦江園の方も逆にいうと今70のうちに
60人くらいしか入っていない、空いている状況でですね、錦江町の方に空
きましたよと入所の条件も合ってますから入られますかということ言うん
ですけど、いやまだいいというような状況でですね、本人の意思もひとつある
んですね。それで錦江園が空いてますけどどうですかというこちらの方から
の誘いもかけますし、鹿屋の方々にも福祉の方を通じて、錦江園にもとい
うけど、いややっぱり鹿屋の施設がいいとかですね言う方もいらっしゃいま
して、鹿屋はだめだよ、錦江町はいいよというような入所の判断というのは、

E委員

制度としてそういうのも設けておりませんが、することは民営化にしてもこれ自体は変わることはないと言うふうに考えております。

特養の場合は介護度とかによって点数式とかになっておりますが、色々な家庭環境とか、本人の介護度というのが一番ベースになりまして、それプラス家庭環境、色々と病気の関係とかありますが、養護の場合は、待機者の判定委員会というのは基準がやはり要求がありまして、その中で今要護は介護保険外ですので、介護認定がなされる方はいれないというふうにはもう厳しくなっているようでございますが、その要件というのを国が見直さない限りはどうなのかなというところが。あとその施設さんがそれでもいいですよ、介護保険の対象者でありますけれども入れますよというところが、ちょっと私どもははっきりしないところで、現在でも介護がついている方でももちろん入っていらっしゃるし、入るという方もいらっしゃる訳で、そこをどうなんでしょうか、以前鹿屋の方は介護2まで取ってくださるといってはありました。そこでそれは要護の要件に合わないんじゃないかという意見がありました。だからそこら辺でその1、2という方々の入る場所がないところで一番私どもは困っているところですが、介護度が上がってくれば特養にして入所されますが、あと認知があればグループホームとなりますが、自立の人だけが養護となれば、この方は溢れるんですよ、要件はちょっと緩和というのができて今のこのご時世の中で、そこが緩和となればいいのになあいつも思っているところでございます。それはその施設さんが、町の判定委員会の考えと施設の考えとどうなのかなあと言うのは私どもははっきりしないところです。

企画課長

一応、今回民営部会の方も私、所属しておりますのでそういった協議も実際したところです。それで町の施設としてやっておりますが、今の中で介護の資格を持った職員というのがない状況で進めているんですね。それでケアマネージャーさんもいらっしゃいませんし、そういう専門的な介護をしていくという部分の中では介護施設ではございませんので、資格を持った人間がいなければいけないという状況ではないです。今回民営化をすることによって今回受けられるところについては逆にそういう資格を持っていらっしゃる方がいらっしゃいまして、職員の方々も逆にそういう資格を持ったり、また技術を習得されている方がそこにかれるんだと。私どももサービスという部分の中を今回の行革という部分の中でいえば、入所されている方のサービスというのが向上すると。今回民営化することによってサービスが向上するというので、この民営化を進めた経緯がある訳ですね。ですから先ほど言われる資格を持っていないもんですからそういう介護の状態の方を、また認知の方々というものの引き受けるという部分の中は、職員にとっても不安もあるし、また責任もある訳ですね。ですから今回こうすることによって民営化することによって、行政改革の中で住民サービス向上というのが第1でございまして、今回それが解消される。その中で介護1であっても、うちはそういう体制は整いましたから今回から引き受けますよと言うようなことも

あり得るかもしれない。そこはあと引き受けられたところの方々の方針だと思えますから、たぶん鹿屋の方も民営化になってからそういうことが現れたと思っておりますので、これはサービス向上につながる第1のことかなあというふうに考えております。

会長

何か質問とちょっとずれてきているんだけど、たぶん前から言われていることは町がやはりお金を出している。それに対して町民を優先したサービス等があってもいいのかなというそういうご意見なんで、選定委員会で町が出てくるんだったら、そこで強く申し上げるとか、一言そういう回答があると…。杓子定規で、そういうことじゃなくて、区別していませんよじゃなくて、町はそういう時に積極的に発言すると回答がほしいじゃないですかこれは。

はい。

町長

私も判定会に出たんですが町外からその判定にかかるということはなかったですね。やっぱり町民の中からかかっていますし、それから実際に今入所者の中で障害者というのは、1割以下そのくらいだと思います。だからそういう形はこれからも続いていくと思います。

F委員

今のものでよろしいですか、少し私も福祉におりますが養護については少し専門外なので質問の内容がおかしいかもしれないんですけど。現在養護老人ホームは福祉の中でやりづらいと思うのは、法律が2本立てだというところでその高齢者というところのキーワードでいくとですね、やりにくいなと思っています。その中で実際養護老人ホームに入る資格というのがすごく曖昧のような気がするんですね、その中で錦江町さんの中も入所にあたってはそういう判定委員会の下で、その優先順位などが決められて入所されていると思うんですけど、実際民間委託をした段階でそういった判定委員会というものは、そのこちらの幸伸会さんの方がされることになる訳でか。

企画課長

町の福祉の中でですね。

F 委員

町の福祉の中で箱物のそこを幸伸会さんの方が運営されるとなった時に、私他の市町村さんとか見ると入所にあたっての基準が曖昧、介護保健法と違って所得の幅があったりとか、対象者であったりとか、すごく曖昧な部分があって、希望者は増えてるかと思うんですね。養護老人ホームの希望者は他の市町村では増えてると聞いているんですけど、錦江町さんではどうでしょうか。増えていなければ安心するところなんですけど、中には増えすぎて養護が曖昧なばかりに、やっぱり住み心地がいいといえれば住み心地がいい訳ですよ、所得に応じて入所の料金もあるので介護保険の中であると、国民年金の方であってもやっぱり 6 万、7 万。でも現在そこがいっぱいだと有料老人ホームとなると 15、16 万とかの入所料の中で養護老人ホームはさほど負担にならない金額となるとなった時に実は本人は入る要件にあるけど、実は見る家族はすごく高所得者であっても入れるんだよというところがすごく規制をいいますか、町の持ち出しもある訳ですよ。入所するためには箱物は委託はしたけどお金自体は町の持ち出しもある中で、もう少しそこを国の制度の他に町自体で少し、条例と言うか、少しあれをかけていかなければいけない状況もあるとお話をお伺いするところがあるんですけど。もう少しそこを優先順位を決め方で、法律には決められていないけど、あまりに増えすぎているので、それなら家族にも所得がこれくらいあれば、例えば少し家族でみてもらう方がよかろう、いいんじゃないかろうとか。それと項目を町独自として設けた方がいいんじゃないかろうかと話も見聞きする中で、錦江町さんの場合はそのようなことがないところでしょうか今は。入所が増えすぎているところはないでしょうか。

企画課長

入所判定の実際はですね、入所の申し込みをされて、福祉の方で入所判定をかけて、部分の中はいらっしゃるんですけど、ならもう順番になりましたよと、どうぞと言うと、まだ元気だから入らないと待機者の方々の方が、それはいらっしゃる。

F 委員

待機者の入所判定の中で不可になる方がいらっしゃるんですか？

企画課長

入所判定の中で不可の方もやはりいらっしゃいますよ、介護の状態があったりとか。

F 委員

介護の他に例えば不可に、もちろん養護の定義からいくと要介護者が入ると今も不都合のところがあると思うんですけど、それ以外で不可にかかるケースであるんですか？入所判定以外で。

企画課長

実際、福祉の方がその部分は、詳細には私の方も把握しておりませんが、入所判定の基準は設けてある訳ですね。ですから判定委員会というのが開かれて、それに基づいて合格か否かというやつも出てくると思います。あとその町が町の施設であるので優先という部分が、本来の質問だったと思うんですが、福祉の方からですね、やはり福祉サイドの方から錦江園にと言う部分の中が、どうこうと指示をいたしますので、福祉サイドからは、錦江町の方なので錦江園というのを進めるというのはされると思います。していると思いますので、優先と言う部分からいきますと、その部分はクリアできるも

会長

のかなというふうに考えます。

何か見えないところでなんでしょうが、どうでしょうか。この委員会としては疑問を与えたということを議事録に残してもらって、次回実際判定されている方の基準をお聞きしたい。町独自でできるのかという新しい意見もありましたしね。

副会長

会長ちょっと、その前にですよ、まあの言葉が悪いかもしれませんが、この委託先が幸伸会というのは青山荘なんですか、それで自分の施設もあるし、養護はそれはもう幸伸会の方は養護施設を持っていらっしゃるかどうか分からないけれども、まあの自分のところが主だと思っただけですが、特老に入る認知度がどんな、介護度がいくらか、まだ特養に入るような状態じゃない人が待機者で預かっていた場合ですよ、幸伸会の方で。そんな時に錦江園は空いたから錦江園に入らないかというようなルールができていれば大変なことになると思うんですよ、だからそういうことの無いように、認定委員会で判定されることだから、そういうことはないでしょうけれども、やはり、相手先がまったくの初めての委託先であればいいんでしょうけれども、それが現在やって、特養なりあるいはグループホームなり持っていらっしゃる訳ですから、そういう方がこの人は錦江園に、一時入れてもらっていて、それでまた特養に入れていく方法を取った方がいいんじゃないかなと家族からそういう申し出を受けていけば、優先的にやられるんじゃないかなと思ったから私は、言葉は悪いんですけどね、そういう感じを受けたからそういう念を押した訳で。別にどうこうとは無いんですが、やはりせつかくの町の施設であった訳ですから、錦江町を優先した決め方を、入所を決めていった方が、それはもう認定委員会にそういう申し出をしないといけないと思うんですが、そういう考え方で主管課も対応をしていただきたいと思います。

企画課長

せつかくですので、特養の今、入所の入っておりますが、特養の方はその施設によってですね、入所判定委員会というのをかけます。その中には町の職員もですし、色々そういった有識者なりを集めて、その判定委員会です。その中で、今の状況で緊急度というのを判定しますので、緊急度の増している人から順番にいたします。それでそれを飛び越えると言うか、今まで5番目だった人が、新しく入所判定をかけると、10番目にいた人が急に悪くなって、一挙に1番になるといったようなことも発生します。それはあくまでもその入所の判定をする時の緊急度というのが特養の場合があります。ですからただこの人がこうだからと言う感じですね、安易なことでは、特養と言われる介護施設にはですね入れないということになっておりますので、そこを危惧されていることはありえないと。FさんとかEさんの方がそこらあたりも分かると思いますが、そこは無いということですのでご理解ください。

会長

ないのね、今ないと言いましたね。行革委員会は立ち上げ変則的で民営化の議論から始まったというのがございまして、少々我々も責任を感じてる部分がございます、私もそうですけれども、民間で好き放題やられたらたら

総務管理監
会長

ないなという認識があると思うんですね、ぜひともそういうところをもうちょっと分かり易く町民のみなさんに分かるような機会があったらおっしゃっていただければと思います。2時間で終わらせろと言うことだったんですけど、なかなか。町長、もうそろそろですか。

あとの副会長からの。

はい、やりますよ。

基本的地域防災対策、地域担当職員、人事評価制度、その防災と地域担当職員については自治会長ちゃんと連絡してないんじゃないかというお怒りがあったんですけども、そこはいかがでしょうか。

企画課長

はい、一応地域防災の組織につきましてはですね、自治会長さんが主になってまず集落に作っていただくことということで、これは平成7年度から随時取組みをした訳です。結果的に92自治会の内、8と言う8の自治会という部分につきましては、自治会自体にそういった組織は作られたということですね、組織が作られたばかりで活動がどうなっているのかということに前回からですね、色々ご討議いただいているところですけど。徐々にそういったものの防災意識というものが高まって、だんだん増えてきてますよということで報告をさせていただいたところです。活動につきましては、消防団とか消防署とかそういう機関を通して行っているところで、年に防火週間とか火災週間とかそういうものに合わせて行っているのが現状でありまして、自主的にやられている自治会も多く出てきましたけど、そういうことで今後も進めてまいりたいと思いますので。逆に言うと自治会単独です、やられてくれば、ここの数値が急激に増えてくるものと考えているところです。

それと地域担当職員制度については、自治会長に知っているのかという質問がありましたけど、これにつきましては一昨年の10月と昨年の3月にアンケート調査を行いまして、そういう地域担当職員制度というのを設けますが、必要がありますかという項目も設けながら、やったところです。その中で先ほど申しあげました、実際言った時にですね、その自治会内に役場職員がいる自治会もございましたけれども、最終的に私どもで判断する中で、実際職員がいるのであれば、その職員がそういう担当になってもらえばいいんじゃないかと言うふうに考えまして、職員がいない自治会が希望している自治会に対しては、職員を配置しましょうということでしたのが今回の数字です。ですので職員がいないけれども、職員はいらないよと言った自治会も多くありましたので、今後はそういうほしいんだがというお声があればですね、今回もそういった自治会が1つはあったので、こういう制度があるんですよということを機会あるごとに申し上げをしながらですね、初歩の目的を達成できればと思っております。

会長

たぶん質問があったのはですね、自治会長さんさえよく理解してない、自治会長さんに理解させるようなサービスをもっと充実させたらどうかにつながるんじゃないかと。行政サービスの向上と我々は行革委員会で目指しておりますけれども、そもそも防災とか地域職員の問題と言うのは自治会という

総務管理監

のが基本になっていますからもっと頻繁に訪問してお話するとかいうことでもして、サービスを高めたらというそういう意識ではなかったかと思うんですけど。

防災うんぬんの関係はですね、自治会長さんには年に2回お願いしています。アンケートもここ2年続けてとっております。消防団にも自治会から要請があったら出てくれと。自治会の人たちの訓練の仕方が分からない時は総務課に訓練の仕方が分からないと言ってくれと。消防の分団員はその集落がある時には分団長が指導に行ってくれと。場合によっては南部消防署にこっちからお願いすると言うことはここ2年、3年ずっと言ってあります。ですから強制的に何月何日しなさいというような強制的な訓練のやり方がいいのかどうかというそこまでは考えておりませんので。手立てはしてますよ、あとはするかしないかは自分たちで考えてください、というようなスタンスで今行っております。

それから防災無線が古いやつと両方使っているということですが、これについても自治会の判断に委ねています。ただし、古い有線放送が故障しても今年度から修理に対する補助制度はもう無くなりますよ。ですから自治会の中で10人までは自宅の電話からできる新しいシステムですと。もう既にですね使っているところはこっちの方が便利だねということで。ただやっぱり馴染めなくてですね、古いのを使っているところもいくらかありますが、だいぶ率はよく分かりませんが、だいぶ新しい無線機が使われているところが多くなってきていると思います。

それから職員に意欲を持たせるような人事評価制度をしてくれと言うことですけれども、どのようにしたら意欲を持つのかというのがひとつの方法ではあるんですが、ここ1年やった段階で上司の職員と対面で話をすることが今のところ意欲につながっていると言うふうに感じています。先ほど黒岩委員からもあったように町長の方からそれぞれの課長にこのようなことをしなさいとか言うようなことも実際、そういう指示も出されていますし、課長さんたちは課長さんたちで自分たちの職員にこの分は絶対するようにと、ほとんどの課長さんたちは出していますので、ある意味それがどの程度の意欲に繋がっているのかというのは分かりませんが、少なくともそういう意味では職員の意識もいくらかは変わってきてるんじゃないかなと思っています。

少子化対策は一応、町長の方から。

町長

はい、少子化対策その人が、人口が減る中で、少子化対策が意味ないんじゃないかというようなお話もありますが、子育てしやすい町をそういう環境を作っていくことによって、子育てしたいという人たちが増えてくるんじゃないかという目論みだったんですが、学校の先生方とか、それから警察の職員のみなさん、よく子育てが終わるまでは錦江町にいたいというようなことをよくおっしゃっているとすることをよく聞いております。ですからほんとに強制的にはそれはできない訳ですけれども、そういう環境を作ることによ

て、いくらかでもということを考えている訳です。

副会長

それから住宅もですね、これに合わせて、また住みやすい形がとれないかなと今考えているところです。ワクチンとか中学生の医療費無料化だけではなくてですね、また更に考えていることもあるかなと思っています。

いま町長の言われるのは分かるんですが、子育てをする環境づくりというのは後継者育成をしなくては、ここに残る若者がいなければ子育ては出来ないんじゃないですか。だから後継者育成が先じゃないかなと私は思うんですが、そのためには色んな、早く言えば今こういうご時世ですのでそういうことはできないかもしれませんが、企業等を導入して働く場所を提供するような施策というというのも大事じゃなからうかなと思ったところでそういった訳です。

町長

はい、企業誘致もですね、何回か挑戦はしてるんですが、なかなかこの遠隔地ということで来てもらえない。条例で優遇措置も取っているんですが、何年かはその税金をみない、あるいはそのこっちに來られることについては補助も出そうと言うこともやっているんですが、なかなかこれは進んでいかない状況です。

それでその農業を中心とする町内産業を育成しなきゃいけないじゃないかと。特に農業については、まず最初は優秀な農家をどんどん大きくして、それから大型化、法人化等にですねよって、これを増やしていくということがまず考えられるかなと言うことでやってきたんですが、これは大分成功したのかなあと。結構大きくなってこられたところもあります。

その次にはまた色んなその品目の選定だとか、また色んなその制度とかやはり町内産業を育成していかなければということも考えているところです。ただこれと言って、ぱっと決めてがなかなかないところです。

副会長

まあ今町長が、雇用を大農家ができて雇用も進んでいくということがよく分かるんですが、うちなんか身近に感じるところが、雇用に来ていらっしゃるのがフィリピンとか中国人が多いんですよ。町内の若者その他の雇用される方々がいらっしゃるかというと、あまりそういう人たちを見かけない訳ですよ、見かけるのは中国人、あるいはフィリピン人という方々が多いんじゃないかなあと。私が耳にするところはそういう方々がほとんどだと。そして町内がないから根占の方から来て若者はすぐ仕事がつらい仕事であれば長続きはしないということですね。雇用にも苦慮されている方もいらっしゃるようでございます。だからやっぱり難しい問題だと思うんですけども、やはり先ほどから言うように働く場所をですね、企業当たりが一番適当じゃないかと思うんですが、こういう僻地で高齢化の町であれば企業も、来る企業もないでしょうけれども、今後やっぱり検討していく必要があるんじゃないかなあこういうふうに考えます。

会長

はい、先ほどの回答で、自治会長に2回という回答がございましたけれども行革委員会という立場を客観的に考えますと、これをどう考えても100%というかな、訓練をやった自治会というのは、達成は無理ですから、今のペ

ースだと、やっぱり加速化させなきゃいけないということで、2 回のアナウンスを3回4回というふうな努力をしていただけないかという意見として、本部の方にお返ししたいと思いますので、もう少し自治会長さんを活用していただいて統合もありますからその部分のアナウンスということが行革の中で重要だと認識をもっていただいてというふうにお伝えしたいと思います。それから少子化も含めばちょっとあまり大きいんでなんですけど、桜島町が昔、合併する前に町営住宅を作って若い人を入れて定住促進やったんですね。その時は産業のことは考えない、鹿児島市で稼いで来いというのをやりましたから、例えばここだと鹿屋で充分通勤圏という、言えば通勤圏というのは意外と狭く鹿児島の方は考えているんですけど、車で1時間以内と結構ありますんで、そういうことも考えながら、ここで住んで子どもを育ててくれればいいと言う、だから老人ホームじゃなくて、子育てホームでも作っていくと言うのもひとつの手であると、ぜひどこかの機会で考えていただければと思います。

副会長の件で蛇行しておりますけれども、他に。

F 委員

すみません、地域づくり計画の策定のところであるんですけど。すみません聞き逃しておきましたら申し訳ありません。この地域が抱える問題把握のところの進捗率が10%となっております。行政としてはやっぱり地域が抱える問題というのは、スムーズに把握をしていく体制が必要ではなかろうかと思えます。そのニーズが分からないことには目標の設定ができないし、当然何をやっていいかが分からないところだと思います。そこがきちんと問題が把握できることで、自治会長さんが何をすればいいんだとか、そういったところが、もう少し分かり易い説明として、それぞれの役割の方々へ情報伝達できていくのではないかなと思うところでは、もう少しスムーズに地域の抱える問題を把握というところができればと思うところです。

その中でやはりこの地域の問題は先ほどから出てる少子化だったりとか高齢化だとか、そこのキーワードを外せないところではあるかと思うんですけど、少子化の問題も解決しつつ、今直面しているのはやっぱり高齢化の問題だと思うんですね。で言うところでは、やっぱりあるものを利用しなければならぬところが一番かなと思う中で高齢者の人が元気になる町というところが、もう少し高齢者の人が年をとってもきちんと役割をもてるというか、何かそういう町づくりが、こういった問題把握をすることで何かまだまだ役割はある、役割を見つけてあげることができないかなというところはございます。そういったところで、せっかくこの町で生まれたりとか育ったりとか、この町のために尽くしてきた方々ですので、そこら辺がそういった高齢者の方々に尊厳だとか、そこの自立生活をきちんと支援ができて、住み慣れた町で最後まで暮らしていけるような町づくりを是非作っていただきたいと思えます。もうこのことについては、私たちは業務としても関わらせていただいているんですが、どうしても国の政策は団塊の世代の方々が75歳を迎えると言われる2025年に向けて進んでるところを考えると今この町はその問題に直

面してると思うんです。そのためにはほんとにこう、みんなが色んなアイデアを出したりとかしていかないと乗り切っていけないと思いますので、そのためには行政マンの方々がニーズをきちんと明確化というか、こういうところが困ってるんだ、こういうところがどうだということをしていただくことで、もっと住民の方々に詳しい説明ができていくのではないかなと思うところなんです。よろしくをお願いします。

会長

少子化と高齢化も考えてくれ、地域づくり計画のキーワードは2つであることは間違いないですから、高齢者が元気な計画書の策定を、まだ策定はしていない訳です。

企画課長

そうですね、実際今言われるFさんの方が言われる町、理想を求めてですね、やはり理想を現実にしていくような計画づくりでしていかなければただの絵に描いた餅であってしまうので、やはり実施を伴う計画づくりでなければならないというふうに考えております。ですから逆に言うと難しいですね、じゃ誰がするのか、計画づくりイコール役場で手動を取って、まず何々地区はこういった方向でということで計画書を作成するということは、それは文章化したり、計画を作る文字化する部分は、それはある程度時間をかければですね、できると思うんですね。だからそれを今度は実践していく地域では、公民館単位でこれを取り組んだ方が一番取り組みやすいんじゃないかと言うことで、公民館単位に例えて考えたとした時に、じゃ誰が指揮を取って、これを実践に結べていくのかという時にですね、今のところ地区公民館ということで、位置付けしますと公民館長さんがそういった役目を、その音頭取りのものをしていないといけないのかなと言うふうに考えながら、本部会でもいつも協議しているのは、公民館長さんの位置づけというものを、もうちょっとですね考えてあげないと、それだけの重責というものを与えるという部分に関しては、それに見合う、例えば報酬なり、そういったものも考えてあげないといけないのかなと言うふうなことで、どんどん飛び火しながらしている段階でしたのである程度、その地域総合振興計画というのを作成すると同時にですね、こういったことも公民館長の位置づけと、そういったものも明確にしながら、整備しながらということで、同時進行でですね作り上げようと言うふうに考えておりますので、来年総合振興計画の2期目のスタートになりますので、その段階ではそれらしきものを作成しようというふうに考えてますので、とりあえずそういうことで。

最初の段階は1行でもいいと思うんですね。それをだんだんだんだん年を重ねることに1行が2行になり、2行が4行になりということで、作り上げられていく地域づくり計画だと思っておりますので、そういった1行目をまず来年、1歩進んでというふうに考えてます。

会長

先ほどのことと関連するんですけど、どうも錦江町というのは自治会長さんの力というのが、やはり強いという印象を受けているんですけども、自治会長と地域担当の職員、この2つの両輪で様々な、今回の行革のサービスの充実をやろうとしている。例えば自治会の関係もそうだし、先ほど言った防

	<p>災対策もそうだし、ですからここで作られるのは公民館長さんかもしれない、だけでもその両輪と言うものをもうちょっとこの、26年度計画書策定について役割分担じゃなくて、今おっしゃったのは、ニーズをもっと入れた方がいいんじゃないですかと1年だけじゃなくてということですから、そういう仕組みを手立てといたらいいですかね。</p>
企画課長	<p>実際、総合振興計画を作るに關してもですね、1部局だけで作られる品物じゃないんです。ですから色々なジャンルの中で集めて総合的に作られるのが総合振興計画ですので、そういう専門分野の方々もどの分野についてはどの部署というような感覚ぐらいの。</p>
会長	<p>いや、それはいいんです。それは役場の立場でおっしゃってるんで、我々は行革委員会としては、行政サービスの拡充を目的として提言申し上げる委員会ですから、やはり地域住民の自治会の方、会長さんそれから地域担当の職場の意見、職員の意見をもうちょっと入れてほしいというそういうことを申し上げているんです。</p>
企画課長	<p>当然、逆に言うと入れてもらった方がいいつもりです。受け入れる体制というのは作りたい。</p>
会長	<p>それだとその書きぶりはいかがなもんかなという、そういう意見が10%とおっしゃったのはそういうことだと思います。もうちょっと書いてたこと、こういうことやりましたというのは書いてほしかったです。</p>
E委員	<p>よろしいでしょうか。もとはと言えば地域住民の意識の改革だと思うんですよね、私たちはもう仕事の上からも、ここには周囲の方々には、将来的に寝たきりになりたかったら何もなくていいよと、朝晩に言っています。そして元気で最後を寝たきりになりたくなかったら、動いてくださいと言うふうに朝晩は声掛けはしています、個々についてはですね、そこら辺のやっぱりこの住民への働きかけというところをことあるごとに声掛けをしていていただきたいなというところであるところと、さっきの企業の関係とか色々関連をしてくる訳ですけども、今働く場所がないと言うところと、介護の分野については働く方がいらっしやらない訳ですよ。錦江町についても訪問看護さんもない、その訪問介護員になろうかという仕事がきついか色々あるんでしょうけれども、今錦江町社協さんも募集をしておられますけれども、なかなか手がいないのか、その養成講座を受けようかという、無料にされたけれども受けようかという人もいない、とか言うようなところで介護保険施設等についても、青山荘さんにしても、田代の南松園さんにしても、介護員がいない。常に募集を出していると言うような状況の中で、どうしたらいいのかなって言うところはいつも思うところで、施設だけの問題かなというところもある訳ですね。施設が賃金を上げたらいいいのかなとか、そこら辺もいつも思うところではありますが、これを町全体で応援をしてもらうところとか、そこら辺の考えと言うのをどうなのかなとか、働く場所があるんじゃないかそしたらとか思う訳ですよ。どうでしょうか。</p>

副会長	<p>そうですね、根幹を言えば人口が少ないということですよ、働く人たちがみんなよそに出て、残っているのは老人しか残っていない。それでちょっと後継者がいる家庭が若者がいるくらいで、中間人口がないんじゃないですか。私たちはそこまで見たこともないんですが、中間人口はどうなっているんですか。</p>
地域振興課長	<p>あのですね、これは田代地区だけの例なんですけど、65歳以上の人口とそれから生産年齢人口、15歳から64歳まで1対1なんです。昔は老人の人を3人の人が1人で見ていたと言うのがありましたよね、田代地区においては1対1なんです。生産年齢人口1人に対して、高齢者が1人と言うような、それが実情です。だから若い人14歳未満と言うのは、200ちょっとしかいません。だからこれが実態と言うことを地域の方々は頭に入れておいてください。だからグラウンドゴルフばかりじゃなくして、自前の第1次産業の農業をしている方はそっちの方にも力を入れてくださいよと言うようなことで、遊びだけにといいんじやなくして、家の仕事もちゃんとすべきことはして、やっぱり健康で長生き、健康増進をしてくださいと言うのが、自分なんか公民館の総会とかあった時には、それを言うんですよ。だから実情はこうですと知って頂きたい。若い人たちは少ないと言うこと、そして高齢者は多いと言うこと、だから先ほど言われた受講する人が少ないと言うのは実際若い人たちはいません。あれも同じです。あの鳥獣被害、イノシシとかカラスとか、鳥獣被害はありますよね、それで、免許を持っていらっしゃる方、鉄砲とか、だんだん高齢化になっていって少なくなってきました。だから町としては、その免許取得にあたっては、補助を出しますからそういった免許を取ってくださいと言うようなのを、啓蒙していると言うのが実態です。けどなかなか、狩猟免許を持つとか言う方の人数は増えないというのが実情であるというようなことですね。町としてはそういった手は出しているんですけども、先ほどの介護のそう言った人の申し込みは少ないと言うのと、狩猟免許を取る人は少ないというのはだいたい似通っているなあと思います。</p>
E委員	<p>そうですね、鹿屋方面に働きに出られる方を見たりするものですから、本町にこういう仕事はあるのになと言うことも大いにあるものですから、この施設だけが賃金を上げたら良いと言う問題なのかなとか、そこら辺はいつも思うところですね。やっぱりきついと給料が安いとか、そう言うところで、国全体もそう言う考えの下で動いていらっしゃるんですけど、なかなかですね。</p>
企画課長	<p>ちなみに壮年人口と言われる30から64歳までの人口で、昨年度の数字なんですけど3544です。で高齢者65歳以上の人口と言うのが3451です。で人口の率でいきますと壮年人口率が40.48%、高齢化と呼ばれる65歳以上の高齢化率ですけれども39.42%というのが昨年度の数字なので参考と言うくらいしかないかと思いますが、そう言う数字にはなっています。</p>
E委員	<p>元気老人を作ろうと言うことで、声をたびたびかけていって頂けたらと</p>

思います。私どももそのようにしているつもりではありますが、私どもの場合は無効果ですので、皆さんと一緒に考えていければと思っております。

副会長

グラウンドゴルフが健康づくりだと言うことで高齢者の方々、会員も多くなってきているんですが、やはりそれは町の国保財源なり、あるいは介護保険の財源などにあまり医療費をかからないように先ほどから委員が言われるように、元気で人に迷惑をかけないようにグラウンドゴルフで体を鍛えていこうかと言う方々がグラウンドゴルフをされると思うんですよ、だからやっぱりそう言う考え方もまたあって、あの人たちはグラウンドゴルフばかりやって仕事をしないがと言うような考え方じゃなくして、裏を返せば自分は子どももいないと介護してくれる人がいないから、介護してもらいのお金がかかるから、自分で元気な内はグラウンドゴルフでもして体力づくりをするんだという考えの方がいらっしゃるんじゃないかなと私は思っていますがね。

会長

行革から離れた地域の重大な問題、高齢化と少子化の問題ですけれども、行政サービスもそこに集中してるのは間違いなくて。

どういたしましょうか。この辺りでよろしいんじゃないですか。

副会長

いいですよ。

会長

様々な意見を頂いたので、事務局のまた本部の方で引き取っていただいて、次年度以降の計画に反映させていただければと思っております。それから、協議事項の方に戻りますが、2番目の第2次錦江町行政改革大綱の見直しについてお願いします。

事務局

資料8と資料9をお配りしておりましたが、資料の説明の後、委員の皆さま方へお願いがひとつございますので聞いていただきたいと思っております。

資料8につきましては、ただいま資料1に戻って各部会長の方からご報告申し上げた点、主に取組み面に達成目標等について、変更が必要な事項を網掛け部分で示しております。で同時に昨年11月にご報告申し上げた進捗率から変更があったものについても、網掛け部分で示しているところがございます。

資料9につきましては、これらの変更が必要な事項を、行革大綱を変更した場合、右側が旧、左側が新ということで、先ほど申し上げた主に取組年次達成目標等を作成した場合の比較表でございます。一応こう言った資料を私の方で作らして、お渡しした訳でございますが、本日の会議にあたっての打ち合わせです、他の自治体もこう言った行革大綱を作っている訳なんです、このような進捗とか取組年次の変更について、わざわざ大綱の改正をしているところはないと。

大綱の制定にあたってはもちろん本町も告示等必要な手続きは済ませておりますが、進捗状況の報告、あるいは達成年次が遅れるよという、取組状況については委員の皆さま方をはじめ、町民の皆さまにも公表していくつもりではございますが、大綱の改正まではしなくてもいいんじゃない

かというような意見もございましたので、今日大綱の改正をするつもりで資料8、資料9を付けましたが、できましたらこう言った進捗状況であるということだけ、ご理解いただきまして、資料の取り消しをお願いできないかなと思ひまして、お諮り頂ければと思ひます。

会長

打ち合わせで私はうるさく言ったもんですから、取り消しになりました。

達成目標とか取組年次を変えるとすることは、最初の大綱を甘く見るという見方もできる訳なんです。やっぱり出来なかつたら、出来なかつたと出すのが基本であつて、最終年度まで100%出来ないことも多々ある訳です。それはそれで次期に繋げれば良い訳です。我々は達成が、達成しないものに関して、意見を言つて達成を100%に持つていくという立場ですから、これを変えることによって達成率が変わつてしまいますので、それはやめてくれと申し上げました。取り組みが遅れたのは遅れた理由があるかもしれないけど、計画は計画として第2次の中でなるべく100に近い様にやるのが行革でしょう、という説明をしたところでございます。委員の皆さんもそう言うスタンスで昔は変えてたのかな、第1次は変えてたのかどうか分かりませんが、やはり基本計画は基本計画で大綱として変更は基本的にはしないということにしたいと思ひます。よろしゅうございますか。

では本日より出しております2つの協議事項、これで終わりました。他に。

事務局

その他で1点だけ申し訳ありません、訂正なんです。資料5 錦江町人事評価要領の20ページをお開きください。この20ページはあくまでも記載例でございますが、20ページの表を横に見ていただいたところの一番下のところに評価対象者、総務課の職員の名前が書いてございます。であの新田の評価記録書ではございませんので、あくまでも記載例です。申し訳ありません、差替えもあれです。このページだけは取り扱いにご注意頂ければと言うところでございます。

会長

こういう時は持つて帰っちゃいけないの。これは違うのね。

事務局

はい、違いますのでこれがこのまま出ない様に取り扱いにお気を付け頂きたいと言うところでございます。

会長

持つて帰つていいのね。

事務局

はい。

会長

ということで会議を終わりたいと思ひます。町長が2時間と言うことでしたが2時間半、議論が活発になりまして、本部長の方には連絡をお願いしたいと思ひますけども。

では、本日の会議これで終わりたいと思ひます。また1年後ですかね。1年後元気で会えることを祈つて、今日は終わりたいと思ひます。また色々お気づきのことがありましたら事務局の方に、まだ言い足りないこともあったかもしれませんので、お伝え頂ければと思ひます。

| それでは今日はこれで終わりたいと思います。お疲れ様でした。 |